

熊本市屋外広告物条例施行規則（平成８年規則第１２号）新旧対照表

改正後			現行			備考
第1条～第41条【略】			第1条～第12条【略】			
別表第１～別表第６【略】			別表第１～別表第６【略】			第 13 条 条例第16条 に規定する許可の基準は、 別表第1 の規制地域区分に応じて、 別表第4 から 別表第7 までに定めるところによる。
別表第７（第１３条関係）			別表第７（第１３条関係）			
１ 共通基準			１ 共通基準			
(1)～(7) 【略】			(1)～(7) 【略】			
２ 広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）の種類ごとの基準			２ 広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）の種類ごとの基準			
広告物等の種類	規制地域区分	基準	広告物等の種類	規制地域区分	基準	
建植広告（広告塔、広告板、サインポール等）	第一種禁止地域	【略】	建植広告（広告塔、広告板、サインポール等）	第一種禁止地域	【略】	
	第二種禁止地域	【略】		第二種禁止地域	【略】	
	第三種禁止地域			第三種禁止地域		
	第一種許可地域			第一種許可地域		
	第二種許可地域	【略】		第二種許可地域	【略】	
	第三種許可地域	【略】		第三種許可地域	【略】	
屋上広告	第一種禁止地域	【略】	屋上広告	第一種禁止地域	【略】	

	第二種禁止地域	【略】		第二種禁止地域	【略】
	第三種禁止地域	【略】		第三種禁止地域	【略】
	第一種許可地域			第一種許可地域	
	第二種許可地域			第二種許可地域	
	第三種許可地域	【略】		第三種許可地域	【略】
壁面、屋根面 広告	共通	【略】	壁面、屋根面 広告	共通	【略】
	第一種禁止地域	ア 表示面積は、表示される壁面の面積の5分の1以内とする。 イ 屋根面広告は、表示又は設置できない。		第一種禁止地域	ア 表示面積は、表示される壁面の面積の5分の1以内とする。 イ 屋根面広告は、表示又は設置できない。
	第二種禁止地域	ア 表示面積は、表示される壁面の面積の3分の1以内とする。		第二種禁止地域	ア 表示面積は、表示される壁面の面積の3分の1以内とする。
	第三種禁止地域	イ 屋根面広告は、表示又は設置できない。		第三種禁止地域	イ 屋根面広告は、表示又は設置できない。
	第一種許可地域	表示面積は、表示される壁面の面積の2分の1以内とする。		第一種許可地域	表示面積は、表示される壁面の面積の2分の1以内とする。
	第二種許可地域			第二種許可地域	
	第三種許可地域			第三種許可地域	

	共通	ア 壁面又は屋根面内で表示し、又は設置すること。 イ 窓又は開口部に木、合成樹脂、金属等の耐久性のある材料を用いて作製された広告物等（以下「耐久物」という。）を設置しないこと。		共通	ア 壁面又は屋根面内で表示し、又は設置すること。 イ 窓又は開口部に木、合成樹脂、金属等の耐久性のある材料を用いて作製された広告物等（以下「耐久物」という。）を設置しないこと。
街路灯広告	全ての規制地域	ア 広告物等は、街路灯柱1本に1個限りとし、巻付け広告又は直塗広告は禁止する。 イ 一面の表示は縦0.3メートル、横0.6メートル以下とし、規格を統一すること。 ウ 道路面から広告物等の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路又は車道上では4.5メートル以上とする。 エ 取付けの方法は、やむを得ない場合を除き道路中央側とはしないこと。 オ 商店街、自治会、町内会等が表示し、又は設置する広告物であること。 カ 地色には、赤色及び黄色	街路灯広告	全ての規制地域	ア 広告物等は、街路灯柱1本に1個限りとし、巻付け広告又は直塗広告は禁止する。 イ 一面の表示は縦0.3メートル、横0.6メートル以下とし、規格を統一すること。 ウ 道路面から広告物等の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路又は車道上では4.5メートル以上とする。 エ 取付けの方法は、やむを得ない場合を除き道路中央側とはしないこと。 オ 商店街、自治会、町内会等が表示し、又は設置する広告物であること。 カ 地色には、赤色及び黄色

		は使用しないこと。
標識等利用広告	許可地域	1 バス停留所標識等を利用するもの ア 表示面積は、表示板の表示面積の3分の1以内であること。 イ 車両の進行して来る方向から展望できない面に表示するものであること。 ウ 地色には、赤色及び黄色は使用しないこと。 2 消火栓標識を利用するもの ア 表示面は、縦0.3メートル、横0.8メートル以下であること。 イ 道路面から当該広告物等の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路又は車道上では4.5メートル以上とする。 ウ 取付けの方法は、やむを得ない場合を除き道路中央側とはしないこと。
アーチ広告	許可地域	【略】

		は使用しないこと。
標識等利用広告	許可地域	1 バス停留所標識等を利用するもの ア 表示面積は、表示板の表示面積の3分の1以内であること。 イ 車両の進行して来る方向から展望できない面に表示するものであること。 ウ 地色には、赤色及び黄色は使用しないこと。 2 消火栓標識を利用するもの ア 表示面は、縦0.3メートル、横0.8メートル以下であること。 イ 道路面から当該広告物等の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路又は車道上では4.5メートル以上とする。 ウ 取付けの方法は、やむを得ない場合を除き道路中央側とはしないこと。
アーチ広告	許可地域	【略】

塀、垣広告	全ての規制地域	ア 表示面積は、塀、垣のそれぞれの面の2分の1以内とする。 イ 塀、垣の上端及び両端から突き出さないこと。	塀、垣広告	全ての規制地域	ア 表示面積は、塀、垣のそれぞれの面の2分の1以内とする。 イ 塀、垣の上端及び両端から突き出さないこと。
突出広告	全ての規制地域	【略】	突出広告	全ての規制地域	【略】
電柱等利用広告	全ての規制地域	ア 電柱1本につき、突出広告及び巻付け広告、各1個とする。 イ 巻付け広告の下端は、地上から1.2メートル以上とし、その長さは1.8メートル以下とする。 ウ 突出広告の大きさは、縦1.2メートル以下で、かつ幅は、0.6メートル以下とする。 エ 突出広告の下端は、歩道上では2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路又は車道上では4.5メートル以上であること。 オ 取付けの方向は、やむを得ない場合を除き道路中央側とはしないこと。 カ 地色には、赤色及び黄色は使用しないこと。	電柱等利用広告	全ての規制地域	ア 電柱1本につき、突出広告及び巻付け広告、各1個とする。 イ 巻付け広告の下端は、地上から1.2メートル以上とし、その長さは1.8メートル以下とする。 ウ 突出広告の大きさは、縦1.2メートル以下で、かつ幅は、0.6メートル以下とする。 エ 突出広告の下端は、歩道上では2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路又は車道上では4.5メートル以上であること。 オ 取付けの方向は、やむを得ない場合を除き道路中央側とはしないこと。 カ 地色には、赤色及び黄色は使用しないこと。

ベンチ利用広 告	全ての規制 地域	ア 背もたれ部分の座面側又はその裏側の面に設置し、又は表示するものであること。 イ 広告物は、1面につき1個であること。 ウ 表示面積は、表示する面の面積の3分の1以内であること。 エ 当該ベンチの使用者の身体及び衣服等に危害を及ぼすおそれがないよう十分に配慮されたものであること。 オ 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の14第2項の自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路並びに同法第48条の20第1項の歩行者利便増進道路を除く。）に設置するベンチを利用するものにあつては、車両の進行して来る方向から展望できない面に表示するものであること。 カ 道路に設置するベンチを利用するものにあつては、	新設				
-------------	-------------	--	----	--	--	--	--

			地色には、赤色及び黄色は使用しないこと。
簡易広告	貼り紙	全ての規制地域	【略】
	貼り札等	全ての規制地域	【略】
	立看板等	全ての規制地域	【略】
	広告旗	全ての規制地域	【略】
	広告幕	全ての規制地域	【略】
特殊広告	アドバルーン	全ての規制地域	【略】
【略】		【略】	【略】

別表第 8（第 15 条関係） 規格の設定

広告物等の種類	定義
建植広告（広告塔、広告板、サインポール等）	耐久物で、土地に建てられ、又は建築物その他の物件に取り付けられたもの
屋上広告	建築物の屋上又は屋上構造物に設置され、又は表示されるもの（水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1を超える屋上構造物の側面に設置さ

簡易広告	貼り紙	全ての規制地域	【略】
	貼り札等	全ての規制地域	【略】
	立看板等	全ての規制地域	【略】
	広告旗	全ての規制地域	【略】
	広告幕	全ての規制地域	【略】
特殊広告	アドバルーン	全ての規制地域	【略】
【略】		【略】	【略】

別表第 8（第 15 条関係） 規格の設定

広告物等の種類	定義
建植広告（広告塔、広告板、サインポール等）	耐久物で、土地に建てられ、又は建築物その他の物件に取り付けられたもの
屋上広告	建築物の屋上又は屋上構造物に設置され、又は表示されるもの（水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1を超える屋上構造物の側面に設置さ

（規格の設定）
 第 15 条 [条例第14条](#)の規則で定める規格は、[別表第8](#)のとおりとする。

	れ、又は表示されるものを除く。)
壁面広告	耐久物で、建築物の壁面に設置されたもの又は建築物の壁面を利用して表示されたもの
屋根面広告	耐久物で、建築物の屋根面に設置されたもの又は建築物の屋根面を利用して表示されたもの
街路灯広告	耐久物で、街路灯に設置されたもの
標識等利用広告	耐久物で、バス停留所、消火栓の標識等に設置されたもの
アーチ広告	耐久物で、アーチ部分に設置されたものの
塀、垣広告	耐久物で、塀、垣に設置されたもの又は塀、垣を利用して表示されたもの
突出広告	耐久物で、壁面に突出して設置されたもの
電柱等利用広告	耐久物で、電柱に取り付けられ、又は巻き付けられたもの
ベンチ利用広告	耐久物で、ベンチに設置されたもの又はベンチを利用して表示されたもの
貼り紙	紙等に印刷し、又は手書きされたものであって、建築物その他の工作物に、のり、テープ、押しピン等により貼り付けられたもの
貼り札等	容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている貼り札その他これに類する広告物等

	れ、又は表示されるものを除く。)
壁面広告	耐久物で、建築物の壁面に設置されたもの又は建築物の壁面を利用して表示されたもの
屋根面広告	耐久物で、建築物の屋根面に設置されたもの又は建築物の屋根面を利用して表示されたもの
街路灯広告	耐久物で、街路灯に設置されたもの
標識等利用広告	耐久物で、バス停留所、消火栓の標識等に設置されたもの
アーチ広告	耐久物で、アーチ部分に設置されたものの
塀、垣広告	耐久物で、塀、垣に設置されたもの又は塀、垣を利用して表示されたもの
突出広告	耐久物で、壁面に突出して設置されたもの
電柱等利用広告	耐久物で、電柱に取り付けられ、又は巻き付けられたもの
新設	
貼り紙	紙等に印刷し、又は手書きされたものであって、建築物その他の工作物に、のり、テープ、押しピン等により貼り付けられたもの
貼り札等	容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている貼り札その他これに類する広告物等

立看板等	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物等又は掲出物件（これらを支える台を含む。）	立看板等	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物等又は掲出物件（これらを支える台を含む。）
広告旗	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）	広告旗	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）
広告幕	布、ビニール等に表示し、建築物その他の物件に懸垂され、又は添架されるもの	広告幕	布、ビニール等に表示し、建築物その他の物件に懸垂され、又は添架されるもの
アドバルーン	気球等を利用して、表示し、又は設置するもの	アドバルーン	気球等を利用して、表示し、又は設置するもの
アーケード内つり広告	アーケードからつり下げられた広告板等	アーケード内つり広告	アーケードからつり下げられた広告板等
以下（略）		以下（略）	

附 則

この規則は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。